

市長記者会見記録

日時：2016年6月7日（火）午後2時00分～2時26分

場所：第3庁舎18階 講堂

議題：市政一般

<内容>

《ヘイトスピーチについて①》

司会： それでは、ただいまより市長記者会見を始めます。本日は、市政一般となっております。

それでは、早速ですが、幹事社様、よろしくお願いたします。

幹事社： よろしくお願いたします。

ご存じのとおり、先週はヘイトデモスピーチに始まり、デモに終わった週だったんですが、改めまして、5月30日付けで川崎市内の公園の不許可決定というのを市がされたということで、当日、市長のコメントも出されているんですが、改めまして、決定に至る議論というか、論議というか、その根拠とか、そのあたりを改めて市長から伺いたいと思います。

市長： 公園の使用が出された段階から、どういったことが、対応が可能なのかということを経済課含め、それぞれの関係局とも調整をしてきて、その中で、今回、法律の新法が制定されたということを受けて、これはまさに私たちが、本市が実態を踏まえて法律の制定をお願いしてきたという関係からも、どういう対応をとるべきかということを検討してきました。その中であっても、議会ははじめ、それぞれの各団体などからも、使用は許可すべきではないというふうなご意見もいただいてまいりました。そんな観点から、都市公園条例の3条の部分で、利用に支障をきたすということから、不許可の決定をしたということになります。

幹事社： それから、続きまして、またヘイトデモについてなんですが、その後、市の決定後に、ご存じのとおり、司法の判断というか、桜本地区のデモについて、デモを差しとめるという仮処分決定が出されました。さらには、それを受けて、今度は同じ団体が、中原区のほうでデモをやるということで、それも日曜日、5日、いろいろ反対派の結集というか、そういう中で中止ということになりました。市の決定後、5日にかけて、こういう形で一連の流れがあるんですが、全体を見まして、市長としての所見を伺えればと思います。

市長： 1つは、私たちの下した判断も、今回のヘイトスピーチの対策法という法律が制定したということが大きな後押しになっていることは間違いないことだというふうに思います。私どもの行政としての判断も、そして司法も判断も、そして多くの市民の皆さんも、ある意味、三位一体ではありませんけども、そういった形でヘイトスピーチということは許さないんだということを、そういうことを計画している団体などにしっかりと姿勢を伝えることができたのではないかなというふうには思っています。

幹事社： 済みません、改めて補足の質問で、今、三位一体というお話だったんですが、これは市と……。

市長： 司法と、それから市民と、ごめんなさい、三位一体という言葉が不適切かもしれませぬ。市民を代表する議会というふうなお声だったので、そういうことも含めて、オール川崎として、ヘイトスピーチは許さないんだという姿勢が明確に示せたということがよかったというふうに思っています。

幹事社： わかりました。このデモについて最後の質問なんですが、一方で、例えば、今回の市の決定についても、ずっと繰り返し行われる団体だったということで、行動を記録、言動を記録することによって最終的に阻止をした。司法も同じ考え方だと思うんですが、ただ、同じ団体じゃなくて、今後、例えば名前を変えるとか、いろんな形でやる可能性があって、今後、市として抑止をするための取り組みというのはいろいろ課題があるかと思うんです。そのあたりについては、市長としてどのようなお考えでしょうか。

市長： それこそ抜け道を探せば、いろんなことがあるんだと思うんですが、これまでもそうでしたし、これからもそうですけども、ヘイトスピーチというような行為は許さないんだというふうなことをしっかりと示していきたいというふうには思います。今後の対応については、それぞれ新たなことがあれば個別に判断せざるを得ないというふうに思いますけども。

幹事社： わかりました。

幹事社からは以上です。各社から何かありましたらお願いします。

《消費増税の延期について①》

記者： 消費増税の再延期についてなんですが、市長の所感と、国への注文、あと、実際どの程度減収になるのかというところをお聞かせいただければと思います。

市長： まず減収影響については、59億を想定しております。一方、増税に伴って

行われるというふうにされていまして法人市民税の国税化については27億というふうに想定していましたので、その差、約32億円ぐらいの影響があるのではないかと
いうふうに見込んでおります。

記者： あとは、国への何か注文というか、要望。

市長： 10%を見込んでというふうなのもございましたので、これは川崎市のみならず、全国の自治体はみんなそうですけど、いろいろなものに影響が出てくるのではないかと
いうふうに懸念をしています。ですから、1億総活躍プランの中で盛り込まれているものも、例えば保育士だとか介護福祉士だとか、そういう処遇改善の話という
ものも、しっかりと財源を手当てしていただいて実行していただきたいなというふう
に思っています。

記者： 先ほどの消費税の関係なんですけど、市のほうでは、今年の3月か2月に長期見通し
みたいなものを示していて、3年後、2019年度の収支均衡というのを見込んでいたと思
うんですけども、減債基金からの借り入れという、そういう綱渡りの編成からは脱せら
れるというふうな見通しで財政運営をやっていこうという指針を示していると思
うんですけども、その辺の影響というか、また、今後どういうふうに財政運営に臨
んでいくかみたいなのは、お考えがあれば。

市長： 単年度ごとにしっかりと効率的、効果的な事業をやっていかなくちゃいけ
ないし、見直しもやっていくということは、これまでもやってきたことをしっかりや
っていくことでもありますけども、今後の影響については、今、総合計画の実施計
画が28年、29年というふうなことになっていますから、第2期のローリングにあ
たって、そういった財政見通しのところも影響があるか、ないかということをし
っかりと見きわめた上で、ローリングしていきたいというふうに思っています。

《ヘイトスピーチについて②》

記者： よろしいでしょうか。すみません、ヘイトデモ関連の質問なんですけど、今
回は、市は都市公園条例を根拠に許可をしなかったということなんですけど、今後、例
えばヘイトデモを禁止するような、ヘイトスピーチに関する新たな条例をつくるお
考えというのはあるんでしょうか。

市長： まずは、新たな条例というよりも既存の条例のところはどういったもの
ができるかを、今後もまだ追究していかなくちゃいけないなというふうに思
っています。条例で法律を超えることはできないわけですから、そういった意味
での難しさというのは非常に感じておりますけども、まず現行の中でしっかりと考
えていきたい

というふうに思っています。

記者： ありがとうございます。

記者： ヘイトデモで、念のための確認なんですけど、今のところ、当該団体の主催者の方のほうから、市に対して不服の申し立てというのはないのでしょうか。

市長： 聞いていません。

記者： あと、今、他社の方が言われたことの重ねで恐縮なんですけども、市議会のほうの一部には、条例をつくったほうがいいんじゃないのかというような声も上がっていて、一方で、議会発議の条例の場合、執行権を侵害することができないので、そこに悩ましさがあるということもお伺いしています。ただ、一方で、法律は理念法であって、理念条例ができたとしても屋上屋を重ねるようなものであるし、となると、新たな条例とか、あるいは縛りを出してくるとするならば、執行部側から出してくるしかないと思うんですけども、今回、たまたま先ほどの質問にもありましたように、繰り返している団体だからこそ、うまく抑止ができたと思うんですけど、そうでない場合とか、あるいは名前を変えて出した場合とかというのは、抜け道がいろいろとある、市長もおっしゃっていたとおり。そうすると、市として一定のガイドラインをつくっておかないと、あるいは事前に規制するのであれば、何らかの仕掛けを1つ組み入れていかないと、非常に都度、都度の判断が大変になるなというのと、一方で、例えば同じ団体の名前でも、市政はおかしいというデモをやるかもしれない、それを事前に規制するという、表現の自由とか集会の自由を侵害することにもなりかねないということで難しいとは思いますが、条例までいかないとせよ、ガイドラインとか、要綱とか、そういったもののご検討はないのでしょうか。

市長： 先ほども申し上げましたけども、法律を超える条例というのができないものですから、条例化するといっても、何をというふうな形になってしまうと思うんですね。ですから、そういった意味では、既存のものをどうやってうまく使っていかということなんだと思います。その中には、基準なりというふうな、今お話あったようなことというのは当然含まれてくるんだと思いますけども、どういったことができるかというのは、さらに研究を深めていきたいというふうに思っています。

記者： あともう一つ、これはすごく今のお話とからめてなんですけども、市長のお気持ちというか、覚悟というか、おそらく全国で初めての判断を下すに当たって、しかも、相手方の団体はヘイトスピーチをするとされるような団体だったので、相当腹をくくるといえるのか、勇気を振り絞るといえるのか、そういうのがあったと思うんですけど、決断しようと思ったときに、市長としては、そういう恐れというか、ハレーションを呼

ぶだろうなというか、そういうお気持ちはなかったでしょうか。

市長： 当然、どういう判断をしても、ものすごくハレーションが起きるということは、覚悟はしておりました。しかし、大変心強かったというのは、いわゆる行政の執行権者としての立場だけでなく、二元代表でありますから、もう一元である議会というところが総意でもって不許可にすべきだというふうな要望をいただいたということは、ある意味、議会の決議ではありませんけれども、総意ということは市民の総意というふうに受けとめられるわけでありまして、そういった意味で、力強い後押しになったということは間違いありませんし、こういった決断をするに当たっての、非常に勇気を与えていただいたというふうには思っています。

記者： ありがとうございます。

市長： はい。

記者： すみません。今後は、既存の条例の見直しとか、人権施策協議会のほうに諮ることも考えたいということをお前の会見でおっしゃったと思うんですけど、今後のスケジュールとしては、どんな感じでそういう見直しを、庁内で進めるのか、協議会に諮問して進めるのかというのは、どんなイメージですか。

市長： 今、協議会のほうにどういう形でご意見を聞いたらいいいのかというのは、実は今まだ調整中でありまして、諮問の形にするのか、あるいはどういう形がいいのかというのは、まだ今検討中でございます。いずれにしても、ご意見を伺いたいというふうには思っています。

記者： あと1点なんですけども、今回、不許可する上で、先ほど議会の意見を聞いてというような形で、市長の方から投げかけられたということなんですけど、今後こういう重い判断をするときは、二元代表というか、そういうものも重視しながら判断していくということなんですか。

市長： 事柄の性質によると思います。というのは、今回の場合は、判断が極めて難しいところです。いわゆる執行権の乱用にもなりかねないということでありましたので、そういった意味で議会にご相談したということですから、重要事項は議会に事前にご相談していくんだというのは、またちょっと違うのかなというふうには思います。

記者： 執行権の乱用にならないようにというのは、今回の件では非常に気をつけられたところですか。

市長： そうですね。従前からこの場でも申し上げているとおり、いわゆる表現の自由だとか、集会の自由だとか、そういうものというのを規制していくというのは、政治家としてはかなり難しい、高度な判断になりますので、そういった意味でも、抑制

的に考えなければならないというふうには、基本的には思っています。ただ、今回の事案は、かなりこれまでのヘイトスピーチの行われている状況を見ると、その蓋然性が高いということでありましたので。

記者： よろしいですか。ヘイトスピーチの関連で、6月5日の中原平和公園には、足は運ばれていないんですか。

市長： 多摩区から次の会場、中原だったような気がするんですが、その途中で、行われる前ではありましたけども、状況は確認しました。車で寄ったという感じでありますけども。

記者： 実際、中止になりましたという報を聞いたときには、どのようなご感想を持たれましたか。

市長： 結果的にヘイトスピーチという行為が行われなくなったということというのは、よかったというふうに思って、ほっといたしました。

記者： 一方で、ここにいらっしゃる皆さんは見ていたと思うんですけど、かなり現場は混乱した感じの状況だったんですけれども、そうしたことに关しては、何かご感想はありますか。

市長： 昨日、いわゆるカウンターと言われている皆さん、そうした方々が集会のような形になっていたということが現場で確認できたということなので、それは公園の使用許可をしっかりと取っていただくということは必須事項でありますので、そういった意味で、使用許可をとっていなかったということでもありますので、それについては当事者のほうに担当者を通じて厳重に注意したということがございます。ですから、もしそのようなことが行われるのであれば、しっかりと許可をとってというふうなことで申し上げました。そういった混乱なきように、しっかりと、どちら側というふうな話ではなくて、公園の使用に支障をきたすことになりますので、それはしっかりと注意を促しました。

記者： その件で、特に市民の方から何かご意見があったりとか、そういうことは。

市長： 直接的にはございません。

記者： ありがとうございます。

記者： すいません。数点で、まずヘイトスピーチの件で、抑制的にしなければいけないというお言葉がありました。ただ、今回、横浜地裁川崎支部が桜本周辺でのヘイトスピーチはだめだといった司法判断の中で、かなり踏み込んだ判断をしています。事実上、ヘイトスピーチは違法であるということを司法としてはっきり示したことになります。それによって今後、今回よりもかなりハードルが低い形で公園の不許可

などの判断というのはできるようになったというふうに思われますでしょうか。その裁判所の判断について、市長としてどのようにご所感をお持ちでしょうか。

市長： 裁判所の判断は、裁判所の判断として受けとめさせていただきました。先ほど、私は抑制的というふうに言いましたのは、ヘイトスピーチのみならず、こういったいわゆる表現の自由だとか、集会を行うことに対して、全般的に、あれはいいとか、悪いとかというふうなことというのを私の権限の範囲でやるという、そういったことを全般的に抑制的にはならなければならないというふうなことを言ったのであって、今回のヘイトスピーチ云々だけのことを捉えているわけではありません。

記者： あと、裁判所の判断については、どのように見られているのか。かなり踏み込んで、ヘイトスピーチは違法だというふうにしたことについては、市長としてどのように感想をお持ちでしょうか。

市長： 要は、今回のヘイトスピーチ対策法が、ある意味、理念法であるけども、しっかりそこが司法の場でも確認されたということでもありますから、要するに不当な、差別的な行為、発言は許されないんだということをしかり司法の立場からも明確にされたという意味では、私は大きいというふうに思います。

記者： 高く評価されているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

市長： 何ていうんですかね、私が司法の判断を評価する、評価ないというのは、ちよっと変な話……。

記者： 勇気を得たとか、そういう部分はございますでしょうか。

市長： 勇気を得たというか……、何ていうんでしょうね。

記者： 私は間違っていなかったな、そういった感想はお持ちになりましたか。どうでしょう。

市長： なかなか難しいですね、コメントが。受けとめております。

《消費増税の延期について②》

記者： わかりました。ヘイトの件はそのくらいで。

あと、消費増税についてももう一度なんですけど、今後、福祉政策などを進めていく上で、消費増税が先送りになるということに対して、懸念というか、不安というのは率直にお持ちになっていますか。

市長： そうですね。先ほど申し上げたとおり、財源がしっかりと手当てされるのかということは、非常に現場を持っている私たちのような自治体にすれば、非常に不安ではあります。ですから、そこをしっかりと手当てしていただくことを強く要望した

いなというふうには思います。

《都市対抗野球について》

記者： あともう1点、最後に。今年の都市対抗の、誰も聞かないので。本戦に川崎市の代表として東芝が進出を決めました。市長としてのご感想と、期待を。

市長： 非常にうれしいニュースで、今後の活躍、ぜひ川崎148万市民の力を合わせて応援したいなというふうには思いますし、また、市民の皆さんにもぜひ盛り上げていただきたいなというふうには思っていますし、活躍にとっても期待しています。週末も東芝のバスケットボールチームが、ブレイブサンダースが日本一になったという、すばらしいニュースを届けてくれましたので、ぜひ黒獅子旗を川崎に持ち帰ってもらいたいなというふうには思っています。

記者： 今年は1回戦から始めますか。

市長： どうなのでしょう。予定をちょっと確認しておりませんが、なるべく足を運びたいなというふうには思います。

記者： ありがとうございます。

《ヘイトスピーチについて③》

記者： すみません、今回、警察は道路使用許可を出したんですけども、事前に川崎市としては公園を不許可にして、そういったデモを行わなくさせる、そういった観点から見て、警察の対応は、今回はどのように市長は受けとめていますか。

市長： 警察の判断は、それこそ法律に基づいてしっかりとご判断されたんだというふうには受けとめておりますけども、川崎市の立場、経緯については、しっかりと警察のほうにもお伝えしてあります。

記者： わかりました。あともう1点、これは前の大阪の橋下市長が在特会の代表と実際に会って意見交換をしたりしたんですけども、川崎の市長として、こういった団体と面会したりする予定は特に今のところないですか。

市長： ないですね。

記者： ありがとうございます。

《映画「シン・ゴジラ」について》

記者： ちょっとすみません。重い話ばかりだったので、自分が書いたので言いづらいんですが、ゴジラが川崎市内で撮影されたと聞いて、全然その詳細が明らかにな

っていないんですけれども、市長、当然、ご承知おきと思うんですが、注目の高い映画でもあって、お受けとめと、どんな展開を川崎市として盛り上げのためにやっているのか、おっしゃられる範囲で結構なんですが、何かありますか。

市長： 最初にゴジラのお話をいただいたのは1年ぐらい前だったんじゃないかと思うんですけど、そのときに「川崎がゴジラによって壊されちゃってもいいですか」みたいな話があって、本当に壊れるわけじゃありませんから、ぜひ壊してもらって、川崎のいいシティセールスになればいいなと、プロモーションになればいいなというふうなことで、喜んでお引き受けしたというか、そういう経緯もあって、特に武蔵小杉周辺がすごくフューチャーされるということなので、すごく楽しみに、私もぜひ見に行きたいと思いますし、市民の皆さんにもぜひお勧めしたいなというふうに思います。

記者： わかりました。ありがとうございます。

記者： よろしいでしょうか。

司会： それでは、これもちまして終了させていただきます。ありがとうございます。

(以上)

この記録は、重複した言葉づかい、明らかな言い直しや質問項目などを整理したうえで掲載しています。

(お問い合わせ) 川崎市役所総務企画局シティプロモーション推進室報道担当

電話番号：044(200)2355